**大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度の交付要件の判断にあたって**

**視覚・上肢・下肢において複数の障がいを有する場合の考え方について**

要綱上、区分ごとに交付要件を定めているため、区分が異なる場合は、指数を合計できません。

視覚・上肢・下肢の各区分において、２つ以上の障がいが重複している場合は

同一区分の障がいを（1）「合計指数の算定方法」にて各々の等級の指数を合計し、

その合計指数に応じて（2）「障がい等級の認定方法」により決定します。

※同一の上肢又は下肢に重複して障がいがある場合は、「身体障がい者手帳認定の手引き」に基づく特例があります。

（１）合計指数の算定方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障がい等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
| 指数 | 18 | 11 | 7 | 4 | 2 | 1 | 0.5 |

（２）障がい等級の認定方法

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
| 合計指数 | 18以上 | 11～17 | 7～１０ | 4～6 | 2～３ | 1 |

　例１　上肢3級、上肢4級で、身体障がい者等級表による等級が2級の場合

⇒　交付要件に合致します（上肢２級）

（考え方）同一区分（どちらも上肢）の障がいのため、指数を合計します。

上肢3級　（指数：７）　＋　上肢4級　（指数：４）　＝　合計指数　１１　となり、（2）障がい等級の

認定方法で認定等級が2級相当（11～17）となるため、交付要件に合致します。

例２　上肢7級、下肢 7級で、身体障がい者等級表による等級が6級の場合

⇒　交付要件に合致しません

（考え方）上肢と下肢、同一区分の障がいではないため、合計できません。

身体障がい者等級表による等級は6級となっていますが、上肢7級、下肢7級、どちらも交付

要件に合致しません。